

パブリックコメント制度について

パブリックコメントとは、意見公募手続制度のことで、行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民（その影響）から意見や情報を募集するもの。平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続。

（意見公募手続）第39条第1項

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。



（対象となる命令等）

政令・府省令、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針

（地方公共団体の措置）第46条

地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<参考：意見公募手続の流れ>

①案の作成 ⇒ ②案の公示・意見募集 ⇒ ③意見を考慮 ⇒ ④命令等の策定 ⇒ ⑤結果の告示

（まとめ）

- 1 行政手続法で定める「意見公募手続」は、地方公共団体は適用外であり、努力義務とされている。
- 2 努力義務とされているが、「どのような内容且つどのような方法により実施すべきか」も具体的に示されていない（⇒各地方公共団体の自主的な判断に委ねられている）。
- 3 仮に自治基本条例中に各種義務（責務）を課す行為が、命令等に含まれないと解釈できる。

パブリックコメントの実施の必要性（自治基本条例中の項目が命令等に含まれないため）

町独自判断に基づく、広く意見を求める制度化の必要性